

交野市後援名義の使用承認及び賞状交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野市（以下「市」という。）以外のものが実施する事業（以下「事業」という。）に対する交野市の後援名義の使用承認及び賞状交付に関し、必要な事項を定めることにより、適切な運営を図ることを目的とする。

(承認の対象)

第2条 後援名義の使用承認及び賞状交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかの団体とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 報道機関、経済関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他公共的団体
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める団体

2 市長は、前項各号の申請者が行う事業の内容が、次の各号のいずれにも該当すると認めるものについて、後援名義の使用承認及び賞状交付を行うことができる。

- (1) 公共性を有するもの
- (2) 市の行政運営上有意義なもの
- (3) 営利又は商業宣伝を目的としないもの
- (4) 特定の政党その他の政治団体若しくは特定の宗教のための活動でないもの
- (5) 特定の主義主張を浸透させる目的を有しないもの
- (6) 事業の開催について、安全対策その他必要な措置が講じられているもの
- (7) 暴力団の利益になり、またはそのおそれがあると認められないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に不適當と認めたものでないもの

(申請)

第3条 申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交野市後援名義使用承認等申請書（様式第1号）
- (2) 事業の実施要綱及びプログラム
- (3) 事業収支を明らかにした予算書
- (4) 会則及び役員名簿

2 前項に規定する申請は、事業実施日の1か月前までに行わなければならない。

(承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、後援名義の使用承認及び賞状交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の承認の可否について適当と認めるときは、申請者に対して交野市後援名義使用承認等決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して資料又は説明を求め、条件を付し又は適切な指示をすることができる。

（賞状の作成）

第5条 賞状交付における賞状の作成については申請者において行うものとする。

（承認の取消し）

第6条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により承認を受けたとき、又は第2条の規定及び第4条第3項の規定に基づく条件又は指示に違反したときは、後援名義の使用承認及び賞状交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、その理由を付して、申請者に対して交野市後援名義使用承認等取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（事業終了後の報告）

第7条 後援名義の使用承認及び賞状交付を受けた者は、事業終了後1か月以内に交野市後援名義使用承認等事業実施報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 事業が入場料、参加料、負担金その他の料金を徴収するものであった場合は、前項の事業実施報告書とともに事業の収支決算書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。